

第7回一関地区広域行政組合エネルギー回収型一般廃棄物処理施設  
整備候補地選定委員会会議録

- 1 会議名 第7回一関地区広域行政組合エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備候補地選定委員会
- 2 開催日時 令和元年9月11日（水）午前10時25分から午前11時30分まで
- 3 開催場所 一関市産業教養文化体育施設第1会議室
- 4 出席者
  - (1) 委員 中澤廣委員長、千葉啓子副委員長、大河原正文委員、田中一幸委員、平塚明委員、山本博委員、東淳樹委員
  - (2) 事務局 村上秀昭事務局長、小野寺啓総務管理課長、吉田健総務管理課長補佐兼施設整備係長、中村謙介総務管理課主査株式会社日産技術コンサルタント（2名）
- 5 議 事 現地調査対象候補地の決定について
- 6 公開、非公開の別 非公開
- 7 あいさつ

委員の皆様には日頃から整備候補地の選定にご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

本日は、前回の委員会で協議いただいた第3次選定の評価①の評価集計結果についてお示しするので協議をお願いします。

委員の皆様には率直なご意見ををお願いします。

8 協議内容

現地調査対象候補地の決定について

会議資料協議により事務局から説明を行った。

事務局 点数の上位から、7～8か所程度を抽出するとしていた。上位から7位が58点であり、次点の57.5点が3か所あるためこれを含めると10か所となることから、上位7か所を現地調査の対象とする提案である。

以下、委員からの質問等

委員長 まずは各評価項目の評価内容についてご意見、ご質問をお願いします。

委員 全体的な評価として、一部候補地を除き大きな差はないように感じるのですが、差のつくような評価点の分布としなくてもよいのではないかと。

事務局 この資料は公表することを前提に作成したものであり、評価の考え方が分かりやすいようにとの観点でまとめた。評価点は、各項目の数値の平均を基準とし、数値の状況によって評価したものである。

委員長 評価をする際にはなんらかの基準で点数を付けなければならない。そのようなこともあるので、評価①はこのような評価の考え方で進めることとしたい。

委員長 「土地利用面の評価」における平場面積とは、候補地の現状における平場の面積を指すものか。

また、候補地の面積は十分に大きなものだが、このような評価の考え方に意味があるのか。

事務局 ここでの平場とは候補地内で想定する造成工事を行った結果できる5ha程度の平場のことである。平場面積が5.0～5.1haとなっているのは、造成図を作成したときの面積を表示単位に整理したことによるものである。

土地の形状が整形である方が利用しやすい。そのため、現在の土地の形状に合わせて合理的に造成した場合に確保できる平場の形状が、整形地と比べてどれだけ変形しているかを評価したもの。この評価の手法は、相続税や固定資産税の土地の評価で用いられている陰地割合という考え方によるものである。

委員 平場にしようとする場所の起伏を要因とする造成コストへの影響についてはどの評価項目で評価されるのか。

事務局 「経済面の評価」で造成面積による評価をしているが、この造成面積とは5ha程度の平場を確保するために必要となる工事面積であり、この面積が大きいほど造成コストが増大するという事で評価している。

委員 造成コストの影響であれば、造成における切土・盛土の量から評価するべきであり、これらを考慮しない工事面積だけでの評価には疑問を感じる。

事務局 今の段階では工事による発生土量などを見込めないため造成面積から評価するほかなく、造成面積から推し量れるものと考えた。

委員 造成費は対象地の地盤によって大きく変動するものであり、現時点では分からないだろう。切土及び盛土の土量も当然に造成費に影響するが、これらも影響要素の一つでしかない。

委員長 造成コストに関しての評価については、事務局提案のとおり造成面積で現在は評価するしかないということだが、ほかにも意見などがあれば願います。

委員 想定造成図では住宅がある場所を避けているが、住宅のある場所は候補地から除くべきではないか。

候補地内の構造物が、住宅や簡単な建物であれば、そこを避けて造成する理由はないのではないか。

事務局 候補地は、各除外条件を反映した上でおおむね25ha程度の面積に区切ったものである。第2次選定において構造物を避けて5haを確保できるかという評価をし

ているが、候補地内に構造物があったとしても、それを理由に候補地から外してはいない。

確かに住宅などは移転補償するという考え方もあるが、しなくて済むのであればそれに越したことはない。そのため、評価する上での造成図は、できる限り構造物を避けて作図した。

委員長 人家が近くにあるということは現地調査で各委員の評価において考慮されればよいということか。

事務局 「生活環境に与える影響の評価」については、そのようなことを想定している。

委員長 「土地権利面の評価」における「所有者」には、情報提供のあった土地の所有者は含まないとされているが、評価に使用した所有者数は実際の所有者数より少ないということか。

事務局 情報提供のあった土地の所有者は除いているので、実際の所有者より少ない。情報提供のあった候補地は、3か所となる。

委員 この評価の結果は公表されるものなので、情報提供の有無などを公表しなければならないのではないか。

事務局 情報提供については、土地の所有者などからの公募である。情報提供者や情報提供地の具体的な場所は公表ができないが、情報提供の有無については公表できる。

委員長 続いて現地調査対象候補地を上位7か所とするという提案について、ご意見を願います。

委員 <意見等なし>

委員長 それでは現地調査対象候補地は、評価①の上位から7か所と決定する。

## 9 担当課 総務管理課